

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年3月2日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600696号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600255号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における平成25年12月25日の標準賞与額を15万6,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和63年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月25日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る「給料支払明細書(控)」及び「平成25年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」並びに同社からの回答により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された「給料支払明細書(控)」において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 9 月 5 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600699号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600257号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における平成25年12月25日の標準賞与額を15万6,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成2年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月25日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る「給料支払明細書(控)」及び「平成25年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」並びに同社からの回答により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された「給料支払明細書(控)」において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 9 月 5 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600562号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600256号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B事業所(現在は、C社)における労働者年金保険及び厚生年金保険(以下「両年金保険」という。)の被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年12月15日から昭和19年10月1日まで

夫(訂正請求記録の対象者)の年金記録を確認したところ、A社B事業所における被保険者資格取得年月日は昭和19年10月1日となっているが、C社から入手した夫の職員カードにより昭和17年12月15日の入社が記載が確認でき、入社当初から厚生年金保険(労働者年金保険)に加入していたものと思われるので、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

C社の保管する職員カードの記載内容から、訂正請求記録の対象者が、請求期間においてA社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、訂正請求記録の対象者に係る台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳並びにA社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)においては、訂正請求記録の対象者の資格取得年月日欄に「昭和19年6月1日」と記載されていることが確認できる。

また、C社は、職員カード以外に請求期間当時の資料はなく、訂正請求記録の対象者に係る両年金保険の届出、両年金保険料の控除及び具体的な業務内容について不明である旨回答していることから、同社における両年金保険の取扱い、訂正請求記録の対象者に係る両年金保険料

の控除及び訂正請求記録の対象者が労働者年金保険の加入対象者となる要件を満たしていたかについて確認できない。

さらに、台帳記号番号払出簿及び被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同じくA社B事業所で昭和19年6月1日に被保険者資格を取得している同僚が13人確認できるところ、既に亡くなっている又は住所が不明であるため照会することができない者を除く同僚で住所が判明した一人に照会したが回答がないことから、請求期間当時の同社における両年金保険の取扱い、訂正請求記録の対象者に係る両年金保険の届出、両年金保険料の控除及び具体的な業務内容を確認することができない。

一方、被保険者名簿において、A社B事業所の「労働者年金適用年月日」欄は空欄であり、日本年金機構D事務センターは、「新規適用年月日が記載された資料が保存されていないため回答ができない。」としており、同社に係る両年金保険の適用年月日が不明である。

また、被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者を含む資格取得年月日が昭和19年6月1日と記載されている被保険者14人全員に「改」の表示が確認できるところ、日本年金機構D事務センターは、「改」の表示は昭和19年2月16日に労働者年金保険法が厚生年金保険法に改正されたことに伴い新たに厚生年金保険の適用を受けた被保険者であることを示すものである旨回答している上、被保険者名簿において、同年6月1日より前に被保険者資格を取得している者は見当たらない。

さらに、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険法の施行準備期間であり、厚生年金保険料の徴収が開始される前の期間であるため、当該期間は厚生年金保険の給付の対象となる被保険者期間に算入されない。

なお、請求期間のうち、昭和17年12月15日から昭和18年3月26日までの期間については、訂正請求記録の対象者に係るE社における労働者年金保険の被保険者記録が確認できるところ、同社は請求期間当時の資料がなく回答できない旨陳述している上、同社及びC社のそれぞれに照会したが、訂正請求記録の対象者の人事異動など、両社の関連性をうかがわせる特段の事情を確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が両年金保険の被保険者として請求期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。